別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲														乙			
	扶養親族等の数																	
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人以上			
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	82千円未満		107千円未満		143千円未満		181千円未満		218千円未満		251千円未満		284千円未満		317千円未満			
2	82	94	107	250	143	276	181	300	218	300	251	304	284	343	317	383		
4	94	260	250	289	276	321	300	354	300	387	304	412	343	438	383	463		
6	260	309	289	346	321	377	354	405	387	431	412	457	438	483	463	508		
8	309	342	346	373	377	400	405	424	431	452	457	479	483	505	508	529		
10	342	372	373	401	400	426	424	452	452	477	479	503	505	527	529	552	224千円未満	
12	372	402	401	430	426	457	452	484	477	509	503	531	527	553	552	578		
14	402	433	430	463	457	492	484	517	509	540	531	564	553	589	578	614		
16	433	520	463	520	492	525	517	550	540	577	564	604	589	630	614	657		
18	520	605	520	621	525	636	550	651	577	666	604	681	630	697	657	708		
20	605	684	621	705	636	728	651	751	666	774	681	798	697	821	708	845	224	295
22	684	715	705	739	728	764	751	788	774	813	798	838	821	862	845	887		
24	715	752	739	778	764	804	788	830	813	856	838	881	862	907	887	933		
26	752	795	778	821	804	848	830	876	856	903	881	930	907	957	933	985		
28	795	854	821	882	848	910	876	938	903	966	930	994	957	1,022	985	1,051		
30	854	922	882	952	910	983	938	1,013	966	1,044	994	1,074	1,022	1,104	1,051	1,135	295	527
32	922	1,318	952	1,342	983	1,367	1,013	1,391	1,044	1,416	1,074	1,440	1,104	1,464	1,135	1,489		
35	1,318	1,521	1,342	1,526	1,367	1,526	1,391	1,538	1,416	1,555	1,440	1,555	1,464	1,555	1,489	1,583		
38	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693	1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788	527	1,118
41	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590	2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717		
45	3,495千円以上		3,527千円以上		3,559千円以上		3,590千円以上		3,622千円以上		3,654千円以上		3,685千円以上		3,717千円以上		1,118千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除した金額を求める。

⑵　次に、当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三（源泉控除対象親族に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族㈡において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。㈡において同じ。）の数と⑴により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　⑴により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。